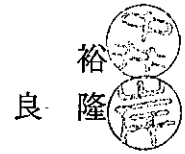


大台町監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成26年12月25日

大台町監査委員 中 井
同 岸



大監第 26 号
平成 26 年 12 月 25 日

大台町長 尾 上 武 義 様

大台町監査委員 中 井 裕
同 岸 良 隆



平成 26 年度定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、平成 26 年度財務に関する事務の執行等について監査を行いましたので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき本職あてに通知されるよう申し添えます。

平成26年度

定期監査報告書

大台町監査委員

1. 監査の対象と日程

平成 26 年度の事務執行等について、下記のとおり監査を行いました。

月 日	午 前	午 後
11 月 5 日	会計課・総務課	税務課・企画課
11 月 6 日	建設課・教育委員会	生活環境課
11 月 11 日	町民福祉課	産業課・健康ほけん課
11 月 18 日	現場監査 ① 大杉谷出張所・日進出張所 ・現金保管状況及び備品台帳他 ② 日進・川添、三瀬谷統合簡易水道事業 ・取水施設築造工事(第 42 工区) (大井) ・加圧ポンプ(多気町丹生) ・栃原配水池(栃原) ③ (仮称)宮川メディカルセンター整備事業 (江馬) ④ 大台中学校給食調理室建築・空調・電気・給排水設備工事 (上三瀬)	

2. 監査の方法

事前に提出された監査資料に基づき、課長等以下関係職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施しました。また、現場及び出張所へ出向監査を実施しました。

3. 監査の結果

監査の目的は、財務に関する事務の執行状況、また、財産や物品の管理が適正かつ効率的に行われているかを検証するもので、監査の結果、概ね適正に処理されていると認められました。

予算の執行状況及び事務処理において、一部、改善又は検討すべき事項は次のとおりです。

① 一般会計（全庁的なものについては特別会計を含む）

(1) 予算の執行状況について

予算の執行状況については、9月末日現在で予算現額 103 億 7,986 万 2,000 円に対し、収入済額は 34 億 1,155 万 5,584 円で執行率 32.9%（前年度 39.3%）、支出済額は 27 億 5,084 万 9,390 円で執行率 26.5%（前年度 31.4%）となり前年度に比較して、歳入歳出とも執行率が低下していますが、これは、現在、町が江馬地内に建設中の診療所や介護老人保健施設の工事関係予算及びJ A三重厚生連が上三瀬地内に建設中の大台厚生新病院への建設補助予算等の地域医療対策事業の収入や支出が年度末になることからであり、それらの予算 23 億 4,572 万 1,000 円を考慮すると、執行率は歳入で 42.5%、歳出で 34.2%となり、前年度よりやや高くなっています。

(2) 指定金融機関等の検査について(平成 25 年度結果報告関連、会計課)

地方自治法施行令第 168 条の 4 第 1 項で、会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関等について、定期及び臨時に公金の収納又は支払いの事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないと規定されています。また、大台町会計規則第 108 条では、毎年 10 月に検査をしなければならないとなっています。

会計課では、当該規定に基づき、指定金融機関（1 銀行）と 5 つの収納代理金融機関のうち収納が多い 2 つの金融機関の計 3 金融機関を、3 年毎のサイクルで実地検査を実施しており、残りの 3 つの金融機関は検査を実施していない状況です。

規則に則った検査の実施をされたい。

(3) 源泉徴収事務の適正化について(全課・会計課)

測量士や建築士に支払っている委託料は、法人でない個人事業主のため源泉所得税を徴収しなければなりません。全国的に、個人事業主の名称から源泉徴収の必要がない「法人」と誤認していた事案が発覚し、所管の税務署から指摘されています。

大台町においても平成 26 年 9 月に松阪税務署から過去 5 年間について自己点検をするよう指示をうけ、正規の手続きに則った措置を講じたところですが、今回の監査においても同様の誤りがあったことから、今後、誤った事務処理が行われないよう、職員に対して制度の理解の徹底と会計課のチェック体制の強化を図られたい。

(4) 町有財産(土地・建物)の有効利用と処分について(総務課・関係課)

公有財産については、未利用土地や施設の整理がされていないことから、それらの管理、処分が適正かつ効率的、効果的に行われているか定期的に確認をするとともに、施設の建て替えや統合を行う場合は、既存施設の解体や用地の処分を積極的に進めることなど、維持管理経費が増大しないよう計画的に事業を進められたい。

(5) 会計規則と財産台帳の整備について

(平成 23～25 年度結果報告関連、総務課・会計課)

会計規則は、出納の基本となるものですが実態と合わない箇所があり、平成 23 年度から指摘しているところですが、早急に見直すべきであります。

そのうえで、職員が十分会計規則を理解し規則に則した運用をされたい。

また、以前から指摘している普通財産や行政財産を搭載した土地・建物財産台帳の整備についても、財産の取得、管理、処分等現況を明らかにするために、新町として統一した管理しやすい台帳整備をされたい。

(6) 委託業務等の複数年契約の検討について(関係課)

各課が管理する施設等の管理及び保守点検委託業務について、同一種類の委託業務については一括発注により単年度契約されています。

業務内容の質が低下せず、経費面や事務の効率性が図られる案件については、複数年契約も検討されたい。

(7) 職員の時間外勤務の把握について(総務課)

総務課は、職員の時間外勤務について、各職員及び各課の時間外勤務状況を総括的に把握する立場にありますが、把握されていません。

人事管理面、心身の健康維持の観点から、時間外勤務の個人別の集計や宿日直勤務のある本庁においては宿日直日誌の記載状況等により把握すべきであると考えます。

恒常的に時間外勤務が多い職員や課においては、業務分担の適正配分や職務内容、人員配置等を検討されたい。

(8) 土地台帳の更新事務と保管について(税務課・出張所)

領内及び大杉谷出張所における土地台帳の更新事務や保管については、合併後も出張所で更新・保管・閲覧事務が行われていることから、台帳の更新作業や保管場所及び閲覧申請者の便宜等を考慮して町内出張所の事務・保管・閲覧事務の必要性などについて検討されたい。

(9) 課税客体的的確な把握について(税務課)

課税対象となる土地・家屋については、土地の利用状況による現況地目の変更や家屋の増築・滅失があり、所有者からの届出や登記されていない場合などは、その状況を把握することが難しく、現状では、職員による実地調査を行なって変更内容の把握をしていますが、町内全域について把握することは人間的にも難しいと思われまます。

今後の固定資産課税客体の正確な把握、適正な評価、公平な課税による税収確保のため、航空写真を基本とする地番図や家屋図の更新を行い、データ化することによる網羅的な現況把握を検討されたい。

(10) 工事完成検査について(関係課)

平成 24 年度の土木工事において、建設業者による建設工事完成検査の数値の改ざんや検査時の測定機器(メジャー)の操作等、偽装行為に起因する「建設業者等に対する指名停止」事案が平成 26 年 9 月に発生しました。

これまでの検査体制を見直すとともに、全庁的に検査規則等の整備も含め、今後、検査側の見落としを防ぐ取り組みや、業者側に不正を起こさせない毅然とした体制を望むものです。

(11) 口座振替事務について(関係課)

平成 26 年 9 月分の後期高齢者医療保険料の口座振替徴収事務処理において、振替先入力誤りによる誤徴収が判明する事案が発生しました。

こうした事態は、町民に行政の信頼を失墜することになるので、慎重な事務処理をされたい。再発防止に向けた対応策を講じ、町民の信頼回復に努められたい。

町税、保険料、使用料等の口座振替制度は、納付書作成の手間や納付者の手間の軽減、滞納件数の削減やこれに伴う事務作業・費用の低減を考えると、有効な手段であることから、職員は今回の事案を肝に命じ、今後、事務管理体制を全庁的に統一され納付者の信頼を損なわないように取り組まれたい。

(12) 奥伊勢フォレストピア公園「わんぱく広場」の施設管理について

(産業課)

奥伊勢フォレストピア公園の「わんぱく広場」には、フィールドアスレチックや遊具が設置されていますが、全体的に老朽化が進んでいます。

18 基ある大型木製遊具のうち 3 基が、また、5 基ある小型木製遊具のうち 1 基が使用禁止となっている状況です。また、公園内の案内板表示も目的を果たしていない状況になっています。

せせらぎがとても美しい藪川沿いにあるこの公園は、非常にロケーションも良く、特に夏場は子どもたちが、紅葉の季節には写真家が訪れるなど多くの利用があります。遊具による事故防止の観点からも使用禁止の表示のある遊具の更新や撤去を早急に講ずるべきであり、合わせて、現在の管理運営や保守管理の委託のあり方について、検討されたい。

② 特別会計

各特別会計については、収入及び支出とも適正に処理されていますが、特に下記のことについて十分考慮されたい。

(1) 介護保険事業(健康ほけん課)

介護給付費の状況については、施設入所やサービスの増加等により平成24年度の月平均の給付費は約9,600万円、平成25年度は約1億140万円、平成26年度(上半期)は約1億710万円と伸びています。

また、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、地域医療介護総合確保推進法が成立し、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。

今後、高齢化が急激に進む中、高齢者個々の状態や地域性に応じた効果的な介護予防事業や在宅医療と介護連携を推進し、自立や制度維持のための適正な介護サービスの提供と介護費用の適正化に努力されたい。

(2) 生活排水処理事業(生活環境課)

戸別合併処理浄化槽整備事業において、寄附採納された浄化槽や町が設置した浄化槽の老朽化により、修繕費が増加傾向にあります。今後、本事業は財政負担も増加していくと考えられます。将来を見据えた本事業の適切な運営を検討することが必要であると考えます。

また、浄化槽使用料の滞納者について、町が使用者に支出しているブロワー等の電気料金の交付金については、法律面も勘案して相殺することも検討されたい。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略しました。